

10 汚染防止および廃棄物の管理

1081 強制屠殺と補償の制度が導入されたとき、問題の牛の屠殺体は MAFF の所有物となった。MAFF はすでに、BSE の患畜屠殺体の取り扱いに適用する処分手順を確立しており、その指示書は現場スタッフに速やかに配布された。望ましい選択肢は MAFF 構内における焼却であった。続いて「望ましが減少する順に」記せば、廃棄物処分地での農場外焼却または地方自治体用処分地での焼却、農地での焼却、地方自治体のごみ捨て場における地中処分、最後に受託業者による農地での地中処分となる。

1082 BSE のケースで生じた問題は、屠体の純然たる量であった。その数字が 1989 年と 1990 年に急上昇し、常に予測を凌駕したため、MAFF は新たな焼却装置容量を探している間に、様々な急場しのぎの方法をとることを余儀なくされた。これは単純な仕事ではなかった。野焼きという緊急措置や採用せざるを得ない様式、および増大した焼却容量をこなすための施設の建築許可や他の認可証の発給となど、どの対策にも地域からの反対が起こった。新しい準備がなされるやいなや、報告される BSE ケースの数はさらに増えていった。MAFF が処分状況を完全に管理化においたのは、43,449 体の屠殺体を処理しなければならなかった 1992 年で、それ以降、畜殺体を埋めることはなく、事実上全ての焼却は指定された構内で行なわれた。

1083 第 6 巻「人間の健康、1989 - 96」第 10 章は、MAFF がとった措置と遭遇した困難を記述する。大臣たちは何が起こったかに対して、非常に興味を持った。それは彼らが、承認された政策は人に対して健康を損なう恐れはないと保証されることを望んだためであり、また政策のいくつかについてみられる社会の持続する敏感さのためでもあった。酷使された廃棄物処理施設に対する潜在的影響は、いくつかの政策問題の中で不自然に生じた検討事項ではなかった。本質的に、屠殺体はそれらが公衆衛生上の脅威をもたらさないとするならば、速やかに片付けられるべきものであった。その上、それはかなりの費用がかかることであった。

1084 全体的にみて、MAFF は屠体の処分という、この困難で不人気な仕事を精力的かつ有能に処理していった。

1085 しかしながらその過程において、彼らは環境保護に対する責任を持っている人たちからの、様々な反対に対処しなければならなかった。燃やされるか、埋め立てごみとして使用されるか、あるいは排水として流されていくかに関わらず、廃棄物中の BSE 病原体の性質と残存性について、増大する社会の懸念があった。我々はこの問題に戻るだろう。しかしまず最初に、異なった種類の廃棄物である、牛の特定臓器に何があったかを検討してみよう。

1086 問題はそれほど簡単ではなかった。処分に対する責任は MAFF だけにではなく、原料の所有者にもあった。当初は SBO を人の消費に適さない他の肉から区別する条件はなかった。この食用に適さない肉でもほとんどは廃棄物とみなされてはおらず、MBM と獣脂を製造するために使用されるものだった。一人のレンダリング業者は次のように付け加えた。「我々はまったくの副生物産業だった。我々は屠殺産業の取引所から、乱雑に散らかっているものをきれいに片付けていった。」 1991 年に家畜への SBO 禁止令が導入された後、そして SBO のたんぱく質製品は肥料として使用するべきではないという SEAC の助言が出された後は、MBM は認可された場所でのみ処分が許され、それは管理された廃棄物となった。

1087 他の種類の BSE 廃棄物処理については、SBO ほどには注意をひかなかった。これらは屠殺牛と、解体されて処理あるいは加工された牛原料の副生物であった。

1088 それらは様々な形をとった。廃水は排水溝を通して下水道と川に流された。血液、屠殺場あるいは SBO を精製した工場からのものを含むレンダリング工場の廃棄物、それらの廃水を扱う作業場からの下水汚泥。これらは合法的に肥料として、家畜が草をはむ、あるいは穀物が育つ土地に撒かれたかもしれない。

1089 工場からの排出が水道当局などから正式の承諾を必要とした一方で、現実的には排出物に適用される通常の予防策または条件が、BSE の病原体を不活性化することは全くなかったであろう。リスクがなくなるほど十分に希釈されたと仮定されていたように思われる。これは環境庁が 1996 年に、BSE で汚染された原料が移動する可能性のある全ての環境上の経路を追跡するためと、リスクの度合いと個々の適切な予防措置を判断するための研究を依頼するまでは、徹底的な調査がされなかった問題であった。

1090 ケントにある Thruxted Mill レンダリング工場の廃水による BSE のリスクについて我々に提供された証拠の多くは、この調査によってカバーされた期間外に関連したものであったけれども、表明された懸念とそれらに対応してとられた措置は、BSE によって引き起こされたいくつかの困難さを二次廃棄物の取り扱いに責任がある人たちのために明らかにしていた。

1091 環境規制制度は 1989 年代の終わり頃、多くの面において欠陥があることがわかっていった。固形廃棄物の処分について討議しながら、環境特別委員会は 1989 年に次のように述べていた：

「環境問題に関する我々のどのような調査においても、既存の法律や政府および地方自治体に対する、この調査中にみたような一貫してしかも普遍的な批判には一度も遭遇したことがなかった。」

1092 廃棄物は人の健康を危険に曝したり環境を害することなく再生もしくは処分をする - このことを保証するようにデザインされた EU の条件を満たすために、同時にシステムを改正しなければならなかった。処分にかかる費用は「生産者払い」の原理が導入された。責任の主要な再編成が着手され、新たな権限が 1990 年環境法令の下でもたらされた。

1093 したがって、BSE に汚染された屠殺体と SBO の安全な処分についての作業は、困難な状況と過渡期にある、規定されたシステムの中で開始された。第 8 巻第 14 章「人間と家畜衛生に対する責任」では、責任の再編成、廃棄物と下水道、ごみ捨て場、そして廃棄物散布と空気質に対する規制の導入による主な改正点、およびシステムの主要な特徴について記述している。

1094 これらは広範な問題であった。我々の調査がカバーしなければならなかった他の多くのトピックに対し、詳細な検証を加える試みは出来なかった。しかしながら、BSE の潜在的感染経路のように、一般的な廃棄物処理システムが 1996 年以前においては、乏しい注目しか集めていなかったことは明らかである。この問題はサウスウッド作業部会、ティレル委員会、あるいは SEAC によっても特に触れられることも言及されることもなかった。しかしそれでも、これら全ての委員会において、全ての牛由来の原料の最終的な行方の系統的調査を主張していた。もしこれが、本章の最初の方のセクションで論じられたように実行されていたならば、上記で触れたような問題の多くを特定でき、これらに対するより多くの研究や新たな技術の開発が、どこで価値があったかを予想できたかも知れない。